

飯舘村原発被害対応と暮らし・環境復興・再生プロジェクト提案 NO3

糸長浩司（日本大学教授、飯舘村後方支援チーム代表、
NPO法人EAS代表）

短期的避難、一次二次避難、そして、三次～長期・恒常的避難に関する施策を展開する必要があります。その施策の展開は、飯舘村の今までの村づくりの歴史を生かし、村民参画による、まていな村の再生として実施する必要があります。今回の大災害で、いち早く村外避難をした村民達も多く、他地域での分散避難生活が続いています。これらの避難村民との連絡を取り合い、災害前の飯舘村全員の参画での村の再生を図ることが基本と考えます

そのためにも、その復興の拠点となる「まていな避難村」（飯舘村の分村）の建設を提案します。数個の分村を建設し、それらを交通と通信ネットワークでつなぐことで、ネットワーク型の飯舘村再生が可能と思います。

飯野での村の行政機能維持は、放射能汚染の継続的心配のある地域ですが、現段階での行政の仮拠点としての位置づけであるとすれば、それを核とした、村の維持を図る方向に関して、支援を継続していきたいと思います。

以上の点を基本的姿勢として、村と村民との協働で、以下の具体的な対策を実施されることを提案をいたします。

1. 村民の長期的な健康リスク対応策 / 健康管理手帳

①国に、村民全員の「放射能対策健康管理手帳」（仮称）を発行させる。

3月15日以降の村民の居住場所、期間、推計累積放射能被曝量、食事履歴、健康状態を明記する。

②そのためには、事前に、村独自の「健康管理手帳」を作成し、村民に配布。

③今後の国、東電との健康被害補償交渉にとって重要な村民の証拠書類になる。

④「ホール・ボディー・カウンター」装置で村民全員（避難者も含む）の内部被曝量を把握する。そのための器械使用を県、国、東電に要請する。

特に、子ども、妊婦に関して優先的に実施する。

2. 環境基本法を至急改正することを国に要請する

今回の放射能汚染に伴う村民の長期的健康被害は、水俣病以上の放射能公害問題として取り扱うべき状況になりつつあります。この問題は、飯舘村村民だけの問題ではありません。

大気、土、水を東京電力という一企業により広範囲に放射能汚染させた状況は、「放射能公害」であり、国レベルでは環境省を核とした、補償を含めた総合的継続的モニタリングと対策が必至です。しかし、現行の環境基本法では、第13条（放射性物質による大気の汚染等の防止）「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」とあり、環境省は埒外におかれ、経済産業省と文科省の原発推進省の管轄という歪んだ法律となっています。一日も早く法律を改正し、国レベルでは環境省での環境への放射能汚染対策と、国民の健康リスク回避と補償の行動を起こすべきです。それが早急に難しい場合には、第3（国の責務）「国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的か

つ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づいての対策を早急に図ることを国に要請する必要があります。

3. 村内に残って働く村民、行政職員の健康リスク対策

- ① 1 の健康リスク対策を優先的に行う。
現在の内部被曝量と外部被曝量を併せた推定累積被曝量を確定してから、就業を開始する。
- ② 就業前には、原発作業員と同様に、放射能リスクに関する研修を受ける。
- ③ 現在の村内での外の放射線量率は高低差があるが、警戒区域の値をこえる箇所も多くあり、この状況で働くことは、例え建物内が低い値で確保されていても、リスクが高い。一種の原子炉施設で働く環境と類似している。
原子炉施設で働く労働者と同等の健康管理システムと、労働災害認定に関する手続きを明確にした上で就業を開始する。
- ④ 計画的避難区域での就業に関して、国が認めた状況下で、継続就業による発がん等が発生した場合、労災認定等での補償に関しての責任を明確にしておく。汚染発生責任者としての国及び東電の責任を明確にしておかないと、村が負担をしなければならない可能性が出て来る。
- ⑤ 全員に累積放射線量計を24時間携帯させ、想定時から、1mシーベルトを越える毎に、健康チェックを行い、就業継続の意志を確かめる。
- ⑥ 累積量の5ミリシーベルトは、放射線管理区域の安全基準値であり、かつ、原発作業員で白血病などの労災認定の最低基準値でもあるので、5ミリシーベルトに達した場合は、再度、労働者に就業継続の意志を問う。また、労災等を含めた対応を明確にする。
- ⑦ 以上の就業規則に関しては、経営者に徹底して指導、助言を村の責任で行う。

⑧ 飯館ホームでの、チップの安定供給 飯館町のチップの供給の可能性あり

4. こどもの安全確保と、疎開学校の開設、サマー疎開・キャンプの勧め

- ① 子ども達の放射能被曝による健康リスクを少なくするためには、できるだけ放射線量の少ない地域に疎開させる。親の仕事の関係で遠くへの移動が難しい子どもに関しては、合宿形式の疎開学校を実施する。
疎開学校を、教員も一緒に行って開校する。
- ② 川俣町内での小学校の除染の徹底
疎開授業が好ましいが、現在のまま、川俣町内の学校への通学を維持するのであれば、校庭及び周囲の徹底した放射能モニタリングと除染を、川俣町と共同で徹底して行う。
- ③ 子ども達の累積被曝量を少なくするために、県外の安全な地域で夏休み期間に子ども達を非難させ、サマーキャンプ等を実施し、リフレッシュを図る。飯館村の子ども達は以前より、サマーキャンプの経験もあるので、遠隔地でも十分対応できる。全国のNPO等はこの実施に関して、後方支援チームは働きかけており、村、村民の「負けねど飯館」で受け皿を明確にしてくればよりスムーズに実施可能である。

5. 避難先での、まていな避難村（飯館分村）及びネットワークの構築 （災害エコビレッジネットワーク構想）

避難先で、落ち着いた生活と生業ができる環境を、早急に整える。中・長期的期間の滞在もあり得ることを想定し、避難環境は、仮設の村を想定した総合的な避難環境を整備確保する。その場合は、避難先での居住環境を家族で確保できるようにする。集落単位でまとまった公営住宅等に入居出来れば良い。それが難しい場合で分散居住になっても、村人が協働で働く場所、交流場所を数カ所用意する。

まていな避難村は、数カ所建設してもよい。広大な土地を確保することは、現段階では不可能であろう。放射線量率の低い、福島県の西部、県外の安全な箇所、特に、安心して農業のできる箇所を探し、そこの自治体と協力して、本格的な、まていな避難村を建設する。今までの飯館村のまていな村づくりの発信基地として意義を持たせる。数カ所あってもよい。

①まていな避難村づくり

費用は、国と東電の出資で、福島県内に確保。既存の工場や農林地の活用もある。村民は、村営のマイクロバスで、職場に通勤する。

かつての三宅島の全島避難で、東京の八王子市周辺に島民は分散居住したが、三宅島農場を八王子に東京都所有の土地に確保し、島民はそこに通い、職場とコミュニケーションがとれて、避難暮らしの日常性と精神的安定が確保できた。

■飯館村共同農場の開設（一次産業）

牧場、水田、畑地、里山での農業、農産物の加工場の確保。

この場所で、分散居住地からの避難村民は通って、仕事をする。当然、月給等は支給される。経営は、村営か、あるいは、協働組式的、農業法人化で対応。農協等の関与共同の集会室等も設置。

■飯館村共同工場の開設（二次産業）

飯館村の工場の機械、装置を移転させ、協働の仕事場とする。

経営は、個人経営、共同経営、村営等……。村の商工会の関与。

共同の集会室等も設置。

■飯館村共同市場（三次産業）

飯館村の事業者達が共同で市場を創設。飯館村共同農場で生産した生産物や、加工品等を販売する。もちろん、生活日用品等も扱う。

■仮設飯館村役場と子ども館（教育と行政）

小中学校が併設して設置できれば良いが難しい。

役場機能と、村民の子ども達の憩い、親子の交流の場として活用。

情報交換も含めて。

■避難村民の避難先に関する情報システムを確立すること。インターネット、FAX、携帯電話を活用した、総合的な情報システムを確立すること。

②避難した村民のネットワークと村再生の情報発信

村外、県外に個別に避難した村民に対して、情報、村の現況、避難村の状況や、季節毎での村内、集落内行事等の実施に関しての情報等を発信できるようにする。

そのためには、避難者の連絡先、ウェブサイト等の情報を収集し、それを介したネットワークを構築し、バーチャルな飯館村の構築する。

情報に関しての多様な手段を持たない高齢者に関しては、村新聞、広報等を発送する。これらのネットワーク活動に関しては、『負けねど飯館』の村民団体と協働して勧める。



図 までいな避難村、災害エコビレッジのイメージ

★ 上記の避難村の設置が必要と考えられるが、当面の避難地である、飯野地区での飯館

村の「避難むらづくり」に関して支援していきたい。

① 仮設住宅建設での集会、コミュニケーションの維持のための空間、菜園づくり（健

全な土を入れた囲いでの野菜、花づくり等）、加工場等での働き場づくり

② 比較的安心な場所での共同菜園づくり

③ 村民、高齢者への聞き取り。交流会の開催等。イベント的な慰労会も含めて。

④ 20行政区での行政単位での避難状況、まとめりでの避難がどうなっているかの把握

握と避難先での、行政区村づくりへの支援

6. 飯館村放射能汚染調査と修復事業の総合的継続的展開

（一日も早く帰村できるためのプロジェクト）

飯館村の汚染状況の徹底した調査と土壌等環境修復事業を、国、東電の費用で、村民参加での村営で実施する。放射能調査・修復事業を村の「産業」として実施する。ただし、従事する村民は、放射能被曝リストを伴うので、徹底した教育、訓練を実施し、専門技能者として育成する。外部からの放射能調査、修復試験に関しては、受託業務として事業展開をする。一日も早く、村に帰村できる環境を明確にしていく。全村でないとしても、部分的段階的な帰村の客観的な条件を明確にするための事業を実施する。

■ 「飯館村復興再生機構」（村、村民、研究者、事業者等）の設置と事業内容

費用は、東電、国、県からの資金提供+民間寄付等を充てる。

飯舘村放射能対策研究センター（仮）

- ①調査・モニタリング：各地点の空中被曝量、 対策の検討
土地利用種目別（宅地・畑・田・森林・水系等）
放射性物質別ベクレル量等
- ②研究（データの解析、国際的研究交流、物理学、放射線学、
土壌学、生物・生態学、ランドスケープ学、ファイトリメディエーション学、農林学、
建築・農村計画学、環境社会学、環境法学、原発災害学）
→ 総合的放射能対策研究機関の創設
- ③試験的修復技術適用＝放射能汚染修復再生実験機構の設置
 - ・土壌改良・汚染土の除去・放射性物質吸着などの手法・技術検討
 - ・菜種、麻、キノコ等の植物によるファイトリメディエーション
 - ・柳による水際での浄化
 - ・ゼオライト等による鉱物浄化(吸着)修復
 - ・汚染度合いの高い土壌の集積等
 - ・牧草地、畑地、森林、宅地等の放射能汚染浄化技術の開発と適用
 - ・汚染水（河川、溜池、ダム）の除染技術の開発と適用
- ④上記の修復技術の開発のためには、村内のモデル的農家、農園、森林を確定し、
継続

的、総合的なモニタリングと除染等の事業を展開する。

- ⑤教育と広報普及事業
 - ・避難村民の健康相談、
精神面を含む健康管理、低量放射能被曝対策
 - ・放射能環境教育（内外被曝問題、対処、チェルノブイリ問題、暮らし方）
 - ・避難地での暮らしと生活への支援、個別の避難先の情報提供
 - ・将来を含む健康被害補償への対応（法的・政治的）
 - ・広報（行政、村民に的確な情報提示）
- ⑥村民の暮らしと命を守るための法制度、保障システム提案
- ⑦原発公害復興基金の創設（国、東電、義援金等）
- ⑧ 使用できない牧野（共同牧野）へのソーラーパネル設置による、エネルギー産業の

確立。国、東電への働きかけと全国に資金を募り、設置する。

★ 上記の帰村の目的を随時、実現していくために、当面、以下の点を支援していきたい。

- ① 防犯パトロール隊の車に、無線、データログ付きの放射能測定器を付けて、巡回し
ている時に、村内全域での放射能データを、随時地図化するシステムの提供。
慶応大学のグループとの共同プロジェクト。
飯舘村の高・低放射能地図を随時、作成し、帰村の目途を立てる方策とする。
- ② 放射性物質セシウムの土壌浸透度合いの把握
山、田、畑、宅地での浸透度合いを定期的に測り、放射能の環境半減期を明確にし
ていく。 広大、京大との共同プロジェクト。
270日程度の環境半減期という可能性も指摘されている（広大、遠藤暁准

教授)

③ 放射能汚染除去プロジェクト

山際、沢、田、畑、宅地での除染プロジェクト

日大（糸長研、森林資源学科等）、エントロピー学会、広大、京大等

特定の場所での、除去手法の試験的継続的取り組み。

④ これらの研究成果を、随時公開し、飯舘村放射能学（仮）のようなものを構築する。

この実施に際して、村民に協力員としての謝金等の支払いをすることを検討したい。